利益	に「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改める。
純損失） る当期純利益 する当期純損失） る当期純利益 する当期純損失）	

別紙様式第十三号の二第2の連結損益及び包括利益計算書の表記載上の注意1(1)中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、「当期純利益金額（」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額（」に改め、同記載上の注意1(2)中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に、「当期純利益金額を」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額を」に改める。

別紙様式第十四号1(2)（企業集団の状況について記載する場合）イの表中「連結経常収益」を「経常収益」に、「連結経常利益」を「経常利益」に、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に、「連結包括利益」を「包括利益」に、「連結純資産額」を「純資産額」に、「連結総資産」を「総資産」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「その総株主又は総社員の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）」を「その総株主等の議決権」に改める。

第十八条の三第二号ロ(3)及び第二十五条の八の二第一項第三号ロ(3)を次のように改める。

(3)　親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第二号ロ(3)を次のように改める。

(3)　親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失

別紙様式第二号の表記載上の注意8．(6)中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

(7)　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第二号の表記載上の注意10．中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第二号の表記載上の注意12．中「又は修正再表示（」を「、修正再表示（」に、「を行つた場合」を「又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合」に、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別紙様式第六号の表記載上の注意8．(6)中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

(7)　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第七号の表記載上の注意10．中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第七号の表記載上の注意12．中「又は修正再表示（」を「、修正再表示（」に、「を行つた場合」を「又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合」に、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別紙様式第十号の表記載上の注意8．(6)中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

(7)　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第十一号の表記載上の注意10．中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第十一号の表記載上の注意12．中「又は修正再表示（」を「、修正再表示（」に、「を行つた場合」を「又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合」に、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別紙様式第十三号第一の14．を次のように改める。

14．貸倒引当金

当期末現在

	繰入額	取崩額	純繰入額（△純取崩額）	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
個別貸倒引当金					
合計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第十三号第一の15．の表中「オフ・バランス項目」を「オフ・バランス取引等項目」に改める。

別紙様式第十三号第二の表記載上の注意8．(6)中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

(7)　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第十三号第三の表記載上の注意10．中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第十三号第三の表記載上の注意12．中「又は修正再表示」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。